

アメリカの経済安全保障政策と武器貿易 DTSI と同盟国の防衛協力

佐藤 丙午

はじめに

2000年5月にイタリアのフィレンツェ開催された北大西洋理事会(North Atlantic Council)で、オルブライト国務長官は5月22日にクリントン大統領が承認した「防衛貿易安全保障イニシアチブ(Defense Trade Security Initiative: DTSI)の概要をNATO同盟国に説明した¹。同時に、国防総省と国務省は、ワシントンで17項目からなるDTSIの具体的内容を発表している²。DTSIは、防衛関連の輸出管理を緩和して、各国との防衛協力を容易にすることを目的として打ち出されたイニシアチブで、アメリカの武器輸出政策において、93年に発表された通常兵器移転政策(Conventional Arms Transfer: CAT)に続く主要なイニシアチブである³。冷戦後、アメリカは通常兵器の貿易や、輸出管理政策の改革を進めてきたが、DTSIは、これら武器移転および輸出管理、そして防衛産業の再編に関して個別に打ち出されてきた政策に、有機的関係を持たせることを目標に打ち出されたものであった。

クリントン政権の下で発表されたDTSIは、01年に共和党への政権交代がなされたにもかかわらず継続されている。この事実は、防衛産業や輸出管理の効率化は、アメリカの防衛産業が冷戦後の国際環境や調達環境の中で直面している普遍的な問題であることを示している。たとえば、今後、先進国の防衛市場が更に収縮し、同時に装備品の高度技術化が進行すると、アメリカに限らず、世界の防衛産業の生存が脅かされる可能性は疑う余地がない。その際には、武器輸出の活性化や、防衛産業の整理統合など、武器生産能力を保持した状態で産業規模を適正化することが求められると予想される。しかし、これは必然的

¹ オルブライトは、5月24日に続き、12月14日の大西洋理事会閣僚会議でも、NATO諸国のDTSIに対する協力を呼びかけている。”Officials: Export Control Reforms Signal New U.S. Gov't Stance on Cooperation,” *Defense Daily International*, May 26, 2000; “Defense Trade Security Initiative Promotes Cooperation and Greater Technology Sharing With U.S. Coalition Partners,” News Brief Released by the Bureau of Political Military Affairs, U.S. Department of State, Washington, DC, May 26, 2000.

² Department of State, “Fact Sheet: Defense Trade Security Initiative,” May 24, 2000.

³ The White House, “Fact Sheet: Conventional Arms Transfer Policy,” February 17, 1995; “Fact Sheet: Criteria for Decisionmaking on U.S. Arms Exports,” February 17, 1995; “Statement by the White House Press Secretary on Conventional Arms Transfer Policy,” February 17, 1995.

に武器や軍事能力の国際的な拡散をもたらすことになる。それゆえ、軍事技術と民生技術の差が縮まったことで、事実上実施が困難になったとされる輸出管理政策を強化し、軍事製品や技術の拡散を防止する試みも再検討されなければならなくなったのである。そして、安全保障上の理由から、武器移転と輸出管理政策の見直しは同時に行われなければならない。この構造的な要因があったがゆえに、民主党政権から共和党政権への移行が、防衛輸出をめぐる問題へのアプローチをラディカルに変えるものではなかったのである。

DTSIIは、冷戦後の武器移転問題において、従来から指摘されてきた課題を単一のイニシアチブの下で解決しようとする試みであるために、発表当初から様々な批判に晒されてきた。たとえば、アメリカは同盟国との防衛協力を促進することを目的に、DTSIを用いて各国の輸出管理ライセンス政策を協調させようとしている。しかし、アメリカは通商政策の一部として通商法等に「バイ・アメリカン」規定を残しており、DTSIが実行されても、実質的にアメリカの武器輸出政策の推進につながるのみであると批判されている⁴。また、DTSIでは、NATO諸国及び日本とオーストラリアが、アメリカとのライセンス政策の協調を達成した後に、ワッセナー・アレンジメントとは別に多国間輸出管理枠組みを構築することを念頭に入れている。このような多国間輸出管理枠組みは、技術を所有する先進諸国による国際的技術管理体制の構築、すなわち冷戦期のココムを再興させるものであるとの批判も見られるのである。

アメリカが、DTSIを通じて武器移転と輸出管理を明示的に連繫させた、新たな政策枠組みを構築しようとする試みの中で、これらの批判の意味をわれわれはどのように解釈すべきであろうか。そして、DTSIの中に盛り込まれたアメリカの利益は何であろうか。本稿は、これらの点に留意しつつ、DTSIが生まれた背景と、その内容、そして冷戦後の武器移転と輸出管理の今後の方向性を探る。

1 DTSI の背景と意義

既に述べたように、DTSIIは、防衛産業の市場競争力を向上させると共に、生産の効率化をはかり、同時に安全保障上必要な輸出管理の維持を目的としたものである。この問題では、武器貿易を主管する国務省と、軍事問題を主管する国防総省の関心が横断的に重なるため、DTSIIは国内及び国際的にも大きな影響が及ぶものとなっている。その影響は、特にアメリカと安全保障上の同盟関係、もしくは友好関係にある国との関係で最も大きい。

DTSI に類似の試みとして、NATO が進める防衛能力イニシアチブ (Defense Capabili-

⁴ “U.S. Defense Export Controls Reforms: A European Perspective,” *Defense Daily International*, July 14, 2000.

ties Initiatives: DCI)がある⁵。このイニシアチブは、NATOが諸国内の防衛産業の健全性を維持する方針を打ち出したことに対応すると同時に、加盟国間での技術共有を進めることで軍の相互運用性を向上させることを目的としたものである。1999年のコソボ空爆期間中に開催されたNATO50周年ワシントン・サミットにおいて提唱されたこのイニシアチブに基づき、NATOは共同作戦を円滑に行うために、後方支援や武器弾薬の補給などの活動を遂行する上で必要な物資や情報の移動について、輸出管理を厳格に履行しないことを申し合わせている。ロバートソン(Lord Robertson) NATO事務総長が、DCIは「加盟国の軍隊間を相互運用可能な状態に置くだけでなく、新たな安全保障上の挑戦に対応するために能力を改善し改革する」と評するように、このイニシアチブは、ボスニア・ヘルツェゴビナの教訓、さらには1996年に発表された欧州防衛安全保障アイデンティティ(European Security and Defence Identity: ESDI)構想など、欧州の安全保障協力の推進と、NATOへの新たな任務の付与を背景として進められている⁶。

このため、DTSIは、DCIの推進を支援する効果があるとされている。DCIがNATO域内の防衛協力の促進を目的としているのに対し、DTSIはNATO諸国だけを対象とするのではなく、日本やオーストラリアを含んだ西側市場経済諸国が対象として想定されている。そしてDTSIが進められた場合の当然の帰結として、輸出管理の簡素化と効率化による同盟協力の推進が必要となるのである。このような形の防衛協力が実現すると、これらの諸国は、組織化されていないものの、共通の認識に基づいた安全保障枠組みの下におかれることになる。そして、多国間による協調行動が軍用上不可欠とされる冷戦後の軍の活用において、アメリカは冷戦期より懸案であった相互運用性の改善を図ろうともしているのである。そして、この政策は、冷戦後の防衛産業の抱える問題にも対応するものであった。

各国の防衛産業は、冷戦後、世界的な防衛調達資金の大幅な縮減によって、生産基盤の存立が脅かされていた。アメリカの国防予算は、1987会計年度以降、97会計年度までに約30%縮小されており、なかでも調達と研究開発費は同時期に約45%削減されている。さらに、将来年度防衛計画(Future Years Defense Plan: PYDP)と実際に予算化された額の間には隔たりがあったため、98会計年度以降も、調達および研究開発計画と、資金需要の間にはギャップが存在していた⁷。アメリカにおいて、95年に打ち出されたCAT政策や、97年の中南米に対する高度通常兵器の輸出解禁⁸、また、1993年7月のアスピン(Les Aspin)

⁵ Robert E. Hunter, *The European Security and Defense Policy: NATO's Companion - or Competitor?* (Santa Monica: RAND, 2002).

⁶ NATO Fact Sheets: NATO's Defence Capabilities Initiative, August 9, 2000.

⁷ Cindy Williams, ed., *Holding the Line: U.S. Defense Alternatives for the Early 21st Century* (Cambridge: MIT Press, 2001).

⁸ The White House, "U.S. Policy on Arms Transfers to Latin America," August 1, 1997.

国防長官とペリー(William Perry 国防次官 後の国防長官)による防衛産業の統廃合の方針などは、この現実に対応するものであった⁹。これは、産業の生産効率を高めると共に、生産ライン維持のための輸出を進める政策が、採用されることとなったのである。

このような状況の中で、アメリカの防衛産業は統廃合を進め、98年にロッキード・マーチン(Lockheed Martin)社とノースロップ・グラマン(Northrop Grumman)社の合併が国防総省の認可を拒否されるまでの間、防衛産業において大規模な統廃合が進み、90年代初頭には50近くあったとされる主要防衛産業の数は一桁にまで減少している¹⁰。しかし、防衛産業の統廃合による企業数の削減は、政府にとっての選択肢の減少につながり、また産業の統廃合が生産能力や施設の効率化につながっていないとの指摘がなされ、二期目のクリントン政権下では停滞したのも事実である。防衛産業は、会計システム上の関係から、余剰施設を閉鎖して損益を計上するのではなく、非効率でありつつも施設を維持し続けることで短期的なコスト・バランス維持することを余儀なくされた。この結果、各企業の長期債務は拡大し、投資格付けは下落した。そして、民間の商業通信産業や、バイオ産業の好調にも影響され、株式を通じた直接金融の獲得においても困難をきたす結果になったのである¹¹。

アメリカの防衛産業は、政府調達量の減少に加え、新たな挑戦に直面していた。それは、いわゆる防衛産業のグローバル化と、国際調達の活発化である。1999年に防衛科学諮問委員会(Defense Science Board: DSB)の「グローバル化と安全保障」部会がまとめた報告書は、グローバル化によって、各国の防衛産業が、国際的な統合、共同生産や開発、そして、国際的な部品調達量の活発化などに直面すると予想している¹²。そして、部会は、防衛産業や国防総省が、この現実を受け入れて政策を立案するよう求めている。防衛産業がグローバル化によって受ける影響については、90年代後半にはアメリカの大きな課題として認識されており、99年にはDSBの報告書を含め、国防総省は防衛貿易と国際投資を活性化するための81のイニシアチブを立ち上げている¹³。そしてそれ

⁹ AIAA Defense Forum 2001, *A Blueprint for Action: Final Report*, (February 14-15, 2001).

¹⁰ 98年までに、ボーイング、リットン、ロッキード・マーチン、ノースロップ・グラマン、レイセオンなどに統合が進んでいる。98年に国防総省はロッキード・マーチンとノースロップ・グラマンの統合を許可せず、ニューポート・ニュース・シップビルディング社の買収も許可しなかった。もっとも、98年以降、ボーイング社によるヒューズ宇宙通信社の買収は許可しており、一概に統廃合に反対しているわけではない。

¹¹ *A Blueprint for Action: Final Report*, pp.3-6.

¹² Office of the Under Secretary of Defense for Acquisition and Technology, *Final Report of the Defense Science Board Task Force on Globalization and Security*, December 1999.

¹³ GAO, *Defense Trade: Analysis of Support for Recent Initiatives*, GAO/NSIAD-00-191, August 2000. 81のイニシアチブのうち、13は対外公開イニシアチブ(Foreign Disclosure Initiatives)で、外国人に対する技術情報の公開のための審査時間を短縮するもの、11が自動化イニシアチブ(Automation Initiative)で、ライセンス審査の関係省庁にまたがる重複を削除するための、12が輸出管理イニシアチブ(Export Control Initiative)で、輸出管理ライセンスシステムを簡素化するもの

らの幾つかのイニシアチブは、ブッシュ政権の下でも続けられているのである。

これらのイニシアチブの多くは、国防総省内のライセンス手続きの簡素化を目的としたものであった。安全保障輸出管理において、国防総省や国務省を中心として実施されているライセンス審査は、判定結果が出るまでの時間が長いとの批判を集めていた。この批判は、冷戦期においてもしばしば見られたものであり、79年の輸出管理法をはじめとして、アメリカは期間短縮の試みを幾度となく行ってきた。特に、冷戦後の経済的なグローバルゼーションの下では、更なる改善を行わなければ、アメリカの産業の信頼性が損なわれるとの危機感は産業界から多く発せられてきた¹⁴。しかし、GAOが指摘するように、99年に発動されたこれらのイニシアチブは、主に産業界を中心に従来から指摘されてきた輸出管理と武器貿易の問題を解決するものにとどまり、統一的な政策に基づいたものではなかったのである¹⁵。国防総省は、イニシアチブを発表するにあたり、共同作戦における相互運用性の改善、アメリカとNATO諸国との軍事能力の格差の是正、アメリカの防衛産業の海外における競争力の維持、という目標を掲げていた。しかし、99年に発表されたこれらのイニシアチブでは、輸出管理における経済面でのコスト緩和以外の面で明確な方向性を持って課題解決が模索されたものではなかったのである。

その理由として、まず、相互運用性の改善は、ライセンス審査の効率性以外の要因に左右されることが指摘できよう。各国の軍の間でいかに物資や情報の流通が確保されようと、基本的なハードウェアが異なると相互運用性は大きく制約される。また、安全保障上機微に属する情報の交換については、各軍の組織利益の面からも各国共に消極的である。さらに、NATO諸国間の軍事格差是正の問題を一例としてみても、アメリカ以外のNATO諸国の軍事研究開発費が低水準であるがゆえに、格差の拡大が避けられないという状況にあった。そしてまた、NATO諸国の多くは、アメリカと自国の兵器を比較考量した場合、自国の製品を調達する傾向にあったのである。

これと同時に、防衛輸出をめぐり、新たな問題が浮上していた。90年代を通し、アメリカの輸出管理対象の製品や技術は徐々に緩和されている¹⁶。既に述べたように、この背景

の、8が防衛産業基盤イニシアチブ(Defense Industrial Base Initiative)で、防衛産業が外国の技術等を活用することを許可するもの、3が防衛産業安全保障イニシアチブ(Defense Industrial Security Initiative)で、国家産業安全保障プログラム運用マニュアルを改訂するもの、そして34がFMS再活性化イニシアチブ(Foreign Military Sales Reinvention Initiative)で、FMSの効率化を図るものであった。

¹⁴ Larry M. Wortzel, "Export Controls and National Security in an Age of Globalization," *Heritage Lectures*, No.652, January 18, 2000; Testimony by John D. Douglass, President & CEO, Aerospace Industries Association of America, Inc., "Rethinking Export Controls," Senate, Committee on Armed Services, March 23, 2000.

¹⁵ *Ibid.*, pp.4-5.

¹⁶ Ian F. Fergusson, Robert D. Shuey, Craig Elwell, and Jeanne Grimmer, "Export Administration Act of 1979 Reauthorization," *CRS Report for Congress*, Congressional Research Service, March 26, 2001.

には、防衛産業基盤の維持を目的とした武器輸出の活性化を推進する意図があったことはいうまでもないが、同時に、国際競争力の向上を目的として両用技術の規制緩和も進められたことから、アメリカの防衛産業や高度製品や技術を所有する企業は、輸出を推進するものとなった。これを促した国際政治面での要因として、旧共産圏諸国の経済復興を支援するために、高度技術の移転を進める必要があったことも指摘できよう。1994年には、冷戦期の安全保障輸出管理で中心的役割を果たしたココム(Coordinating Committee for Multilateral Export Controls)が解体され、96年にはココムの下での規制対象国をも含んだ33カ国で、ワッセナー・アレンジメント(Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods)が設立されている¹⁷。

いうまでもなく、多国間輸出管理レジームがココムからワッセナーに変貌を遂げたことは、ワッセナーの設立趣旨に見られるように、脅威対象が旧共産圏諸国から「ローグ」国家、もしくは世界秩序に挑戦する国家や集団に移行したことを意味する。これに伴い、輸出管理のアプローチも「対敵通商規制」から「不拡散」へと変わったことも考慮する必要がある。そして、このことは、安全保障輸出管理を維持してゆく政策上のコンセンサスが得難くなると同時に、安全保障と経済的利益との密接な関係を一層深化することにつながっている。このため、市場経済を積極的に導入していた中国市場や、その他のアジア諸国の市場が、世界各国の輸出産業にとって経済利益を追求する場として魅力的に映るなかで、安全保障面での考慮は後衛に追いやられ、機微に触れる技術の拡散が進むという皮肉な現象も出現したのである。そして、これは90年代中葉から中国市場に経済機会を見出ししていたアメリカにとって、特に顕著であった。

中国を含めた旧共産圏諸国への輸出管理緩和は、二つの問題を孕んでいた。一つは、これらの諸国が、技術レベルを向上させ生産能力を高めることで、先進諸国の生産拠点の一つとして機能するようになると共に、独自の技術基盤を確立するようになったことである。国際経済の観点からすると、これは生産の機能的分化に過ぎないが、安全保障の観点からは、防衛生産において、各国がこれらの諸国への依存度を高める結果につながるものが懸念されていた。さらに、これらの諸国の技術水準が上昇することで、彼らの軍事能力が向上することも問題と認識されていた。二つ目の問題は、これら諸国の国内の輸出管理体制の整備が未熟であると共に、彼らが先進資本主義諸国と安全保障懸念を共有していないことにあった。すなわち、アメリカを中心とする先進諸国にすると、自身が輸出した技術や、

¹⁷ Testimony by John D. Holum, Senior Adviser for Arms Control and International Security, Department of State, "Wassenaar Arrangement and the Future of Multilateral Export Controls," Senate, Committee on Governmental Affairs, April 12, 2000.

彼ら独自に保有する技術等が、懸念対象国に流出するのを防止できないことに問題があったのである¹⁸。特に、両用技術の拡散は、それを効果的に防止する手段がないために、技術を保有する全ての国の協調を訴えるしか方法はないが、既存のワッセナー・アレンジメントでは実効的な協力が期待できなかった。

これらの問題が表面化したのは、ロラル社による中国への衛星技術の移転問題と、輸出管理としては間接的な問題ではあるが、ロス・アラモス原子力研究所に所属する中国系アメリカ人研究者に対するスパイ疑惑が、アメリカ国内で問題となって以降であった。ロラル社の問題は、86年にスペースシャトル・チャレンジャー号の打ち上げ失敗に伴う、ロケット打ち上げ延期問題にさかのぼることができる。アメリカが、自国のロケット打ち上げを延期したことにより、中国はアメリカの商業衛星打ち上げを請け負うことになった。それ以後、天安門事件による経済制裁や、最恵国待遇の更新問題にもかかわらず、米中の衛星協力は推進され、これに伴ってアメリカの技術の中国への移転が進むことになった。実際ロラル社の問題は、直接的には、クリントン政権への政治献金が中国に対する衛星技術の移転規制緩和につながったかどうかという問題であった。したがって、その後編成された調査委員会で中国脅威論の影響は不可避免的に注目を集めたが、作成されたコックス報告書の真の焦点は、アメリカの輸出管理システムの不備であった¹⁹。コックス報告書では、特に96年以降失効している輸出管理法の再法制化を求めており、中国系アメリカ人研究者のスパイ疑惑を受けて作成されたラドマン報告書と合わせて、経済的利益を損なわない範囲で輸出管理を強化するための方策を考案することの重要性が指摘されている²⁰。

防衛産業の新たな現実、そして不拡散の意義の変容を受けて、輸出管理制度は、冷戦期の枠組みに小幅な変更を加えるだけでは、新たな国際環境との不適合を解消できなくなっていった。したがって、アメリカは、輸出管理に対する発想を転換することが必要になったのである。輸出管理に対する新たな発想とは、技術等の拡散防止は不可能であり、必然的に能力が拡散する中で、拡散した軍事力に対処する能力を備えるべきであるとするものである。このために、国境を越えて機能的に分散した防衛産業基盤を維持・発展させたことも視野に入れ、経済効率に基づいた輸出管理制度の構築を行う必要が生まれていった。DTSI は以上の背景のもと、提起されたのである。

¹⁸ Gary K. Bertsch and William C. Potter, eds., *Dangerous Weapons, Desperate States: Russia, Belarus, Kazakhstan, and Ukraine* (New York: Routledge, 1999); Gary K. Bertsch and Suzette R. Grillo, eds., *Arms on the Market: Reducing the Risk of Proliferation in the Former Soviet Union* (New York: Routledge, 1998).

¹⁹ コックス報告書の正式名称は、*The United States House of Representatives Select Committee on U.S. National Security and Military/Commercial Concerns with the People's Republic of China* である。

²⁰ A Special Investigative Panel, President's Foreign Intelligence Advisory Board, *Science at its Best Security at its Worst: A Report on Security Problems at the U.S. Department of Energy* (June 1999). この報告書では、いわゆる知識移転の問題が提起され、輸出管理法における「見なし移転」規制強化の方針が

2 DTSIとアメリカの輸出管理体制

DTSIが提起した17項目の改革は、最初の4項目がアメリカの商業輸出過程に関するもので、主要プログラム認可(Major Program Authorization)、主要プロジェクト認可(Major Project Authorization)、世界プロジェクト認可(Global Project Authorization)の三つの新たなライセンスを設けることを提案している。次の5項目は、既存のライセンスの内容を拡大し、規制の適用を柔軟にすることで、物品や技術の流通を容易にすることを目的としたものである。この中には、多目的地ライセンス(Multiple Destination Licenses)の活用と、集積目的及び再移転に関する合意、DCIに関連する移転のライセンス審査撤廃、NATO諸国と日本とオーストラリアの在ワシントン大使館による、移転請求に関するライセンス審査の撤廃、国務省と国防総省、そして政府と産業のコンピューターのインターフェースの改善などが含まれている。

続く5項目は、既存の国際武器移転規制(International Traffic in Arms Regulations: ITAR)の例外的適用の拡大である。これには、アメリカと同等の輸出管理制度を整備した同盟国に対するITARの例外措置(ITAR適用免除)、アメリカの企業が同盟国に輸出したシステムの保守や、運用教育のために物品等を移転する際のライセンス適用の免除、国防総省の要求による技術データの移転におけるライセンスの例外的適用、国防総省による国外使用の際のライセンス例外的適用の拡大、商業衛星のライセンスに関する特別なレジームの構築が含まれている。最後の3項目は、政府間合意に基づく移転に関連するものである。これには、対外武器売却(Foreign Military Sales: FMS)に基づく防衛サービスの移転において、ITARの例外的適用を行うものも含まれていた。FMSでの防衛製品の移転は、既に例外的適用を受けていたが、従来、相手先国との技術援助協定(Technical Assistance Agreement: TAA)が必要であった防衛サービスに対して、この規制の例外的適用を行うものである。さらに、政府間合意に基づく移転については、再移転に関する規制緩和と、アメリカ軍需リスト(U.S. Munitions List: USML)の定期的見直しを行うことが含まれている²¹。

DTSIが提起した、包括的に輸出管理を見直す試みは、既にアメリカの安全保障政策の中に組み込まれつつある。たとえば、DTSIに基づく各国の輸出管理の強化の方針は、2000年安全保障援助法(The Security Assistance Act of 2000)に盛り込まれている。この法律で、武器援助受入国は、移転を受ける際に制度の柔軟な適応を望む場合、自国の武器輸出

打ち出されている。

²¹ USMLの見直しについては、再検討するセクションが毎年指定され、リスト全体の再検討が2004年に終わることが予定されている。その後も、同様のプロセスにより、見直し作業が継続される。

管理規制をアメリカの制度に合致するように改正することが求められている²²。さらに、商業衛星規制のための特別なレジームについては、DTSI 発表直後の5月26日に、2002年会計年度までにレジーム発足を国務省に求めることと、同時にその間のITAR例外的適用の決定がフェデラル・レジスター(Federal Register)に公示されている²³。

各国との協力については、DTSIに先立ち、アメリカはイギリスとの間で2000年2月に防衛装備協力の促進を目的とした原則宣言(The Declaration of Principles: DoP)に調印している²⁴。DoPは、米英相互の防衛産業が、相手国で営業する場合に不公平な扱いを受けないことを目的として、軍事的要求水準の調整、情報の保全、輸出手続、外国所有とコーポレート・ガバナンス、そして防衛装備品研究の分野での協力を宣言している²⁵。しかし、DoPには、実効的な措置に関する規定が含まれていなかったことから、協力の方向性を示したものに過ぎないとする批判や、意思確認書(Letter of Intent)に基づいた欧州の防衛産業協力に対し、DoPは英国を利用して欧州の保護主義的な動きを牽制しようとしているだけとの批判が寄せられたのである。DTSIはDoPに欠けていた、規制を通じた防衛協力の実質的な部分を提供することにつながり、この方針をもとに英国との間でITAR例外適用の交渉は進められたのである。英米両国は、2001年1月17日に、両国が、軍事リストの共通性、英国による「非物理」移転規制の導入、英国企業の再輸出規制への関与と、英国の輸出管理制度への再輸出規制の導入などで合意したとする共同声明を発表している²⁶。

オーストラリアとの関係では、2000年7月に米豪両国は、防衛装備と産業における協力推進に関する原則(Principles of Enhanced Cooperation in Matters of Defence Equipment and Industry)に調印している。これは、米豪間で、防衛装備品の共同研究、開発、生産及び調達を促進することを目的とし、二国間の交渉のレベルを向上させることで安全保障関係を強化することを狙ったものである。オーストラリア側は、アメリカ側の高度技術へのアクセスが向上し、特にプロペラ製造に関係する技術の導入により、コリンズ級潜水艦の性能向上がはかれるとして、DTSIとその後の協定を肯定的に評価している²⁷。

さらに、2001年6月14日に、アメリカはDTSIをスウェーデンに拡大することを発表し

²² Wade Boese, "Bills Sets Terms for Allied Imports Under DTSI," *Arms Control Today*, November 2000.

²³ *Federal Register*, Vol.65, No.103, Rules and Regulations 22 CFR Part 123.

²⁴ 正式名称は、Joint U.S.-U.K. Declaration of Principles for Defense Equipment and Industrial Cooperationである。

²⁵ 2000年2月以降、ロッキード・マーチン・コントロール・システム社とロッキード・マーチンAES(Sanders)社が、それぞれ2000年6月と2000年11月にBAEシステムズ社に買収され、北アメリカBAE社は国防総省の第6位の防衛契約企業となった。この他にも2000年10月には、スミス・インダストリーズ社がオービタルサイセンス社のフェアチャイルド防衛グループを買収、2000年8月にはコプハム社がイーコン・マイクロウェア社を買収にするなど、米英の防衛産業の合併が進んだ。

²⁶ U.S.-U.K. Joint Statement on Defense Export Controls, January 17, 2001.

²⁷ The Hon. Peter Reith, MP Minister for Defense, Address to the ANZUS Conference, "The U.S.-Australian Alliance in an East Asian Context, at University of Sydney, June 30, 2001.

ている²⁸。この理由は、スウェーデンはボスニアやコソボにおいてNATOと協力して作戦に参加したこと、アメリカと同等の輸出管理制度を整備していること、そして、欧州第6位の防衛航空機製造と、各種高度技術システムの製造能力を所有していることなどから、将来におけるアメリカの安全保障協力のパートナーとして見なされたためである²⁹。

しかし、DTSIを実行する上で、アメリカの輸出管理政策を規定する法律が、失効した1979年輸出管理法(Export Administrations Act of 1979: EAA)の効力を一時的に復活させる国際緊急経済力法(International Emergency Economic Powers Act: IEEPA)に基づいているという事実は、DTSIの信頼性を大きく損なう結果につながっているのも事実である。EAAの再法制化については、上院銀行・都市委員会を中心に、第107議会の初めから審議されたが、最後まで結論を得ることはできなかった。

DTSIは、その構想がクリントン政権末期に発表され、ブッシュへの政権移行及び9・11のテロ事件等によって、構想具体化の作業がその他の政治的な課題の中で埋没したため、現在までライセンス審査期間が大幅に短縮されるなどの目標は達成されていない。9・11のテロ事件前まで検討されていたのは、安全保障貿易の輸出管理ライセンスを国防総省で審査する防衛貿易安全保障管理課(Defense Trade Security Administration: DTSA)を、クリントン政権期にペンタゴンの政策担当局から防衛脅威削減庁(Defense Threat Reduction Agency: DTRA)に移されたものを、再びペンタゴン内に復帰させる試みである。この構想は、DTSAがアレキサンドリアからペンタゴンに移動するという物理的な移動という問題とは別に、パウエル(Colin Powell)国務長官やウォルフowitz(Paul Wolfowitz)国防次官らはこれを、ブッシュ政権の輸出管理に対する決意を示す象徴的な意味があると考えていると伝えられている³⁰。DTSAがペンタゴンに復帰すると、FMS等を扱う防衛安全保障協力庁(Defense Security Cooperation Agency: DSCA)との協力が容易になり、輸出管理の効率化に結びつくとの見方もある。しかし、9・11テロ事件により、この構想は実現していない。

9・11テロ事件が、アメリカの輸出管理制度改革に及ぼした影響については、稿を改める必要がある。しかし、この事件が輸出管理制度の強化が必要であるとの認識を強めたのは事実であろう。輸出管理の効率化と輸出管理強化の間に相関関係が見られるわけではないが、管理の効率化が進んだことで、大量破壊兵器とその製造技術等の拡散に対する懸念が強まったことは否定できない。ACDAのウルフ(Norman A. Wulf)不拡散・地域軍備管

²⁸ The White House, "Fact Sheet: U.S.-Sweden Defense Trade Security Initiative, June 14, 2001.

²⁹ カナダに対するITAR例外適用については、従来認められてきた例外適用は、カナダ企業の輸出活動に対する懲罰的な意味から一旦停止されていた。しかし、その後のカナダの輸出管理強化を受け、2001年5月30日付けで復活させている。

³⁰ "Pentagon Considers Shifting DTSA From Acquisition To Policy; May Help Exports," *Defense Daily International*, July 27, 2001.

理局長補代理は、2002年5月20日にスペインのバルセロナで開催された「中東諸国に対する迂回輸出規制会議(Transshipment Enforcement Conference For Middle East States)」において、世界的な不拡散条約、多国間輸出管理レジーム、そして各国の輸出管理制度を重層的に機能させることで、大量破壊兵器等の不拡散を実現するとしている³¹。これは、従来からアメリカが主張している不拡散政策と大差が見られるものではないが、ウルフが不拡散政策の重要な柱として位置付けているアメリカの包括的輸出管理法の法制化に関し、DTSIとの政策的関連性を説明していない³²。これは、直ちに関係があると判断できるものではないが、今後アメリカ政権内での関心の変化に注目する必要があるであろう。

3 DTSI と安全保障協力

(1) DTSI への批判

このような内容を持つDTSIは、意欲的なイニシアチブであるがゆえに、発表された当初から様々な批判を受けてきた。

まず、輸出管理を効率化することで防衛協力を進めるというDTSIの前提をめぐり、これが輸出管理政策に対する議会の影響力を弱めるものであるとの批判が見られた。2000年5月24日の発表直後の5月29日に、下院国際関係委員会は、武器移転の例外適用合意が、国家間の法的拘束力を持つためには、特別な措置(決議では「言葉(language)」とされている)が必要であるとの決議を行っている。この措置とは、議会の議論によると条約等の措置を含意しており、議会がDTSIに基づいた輸出管理の例外拡大に抵抗していると考えられることができる³³。したがって、議会側は、NATO諸国や日本、オーストラリアなどの国との間で、防衛製品や技術の自由な流通につながる交渉を自由に行う権限を行政府側に与えると、武器移転に対する監視を行う議会の力が弱まることを懸念していることがわかる。

さらに、アメリカ国内では、安全保障における輸出管理の重要性を主張する集団と、軍備管理を重視する集団との間でも、議論が繰り広げられてきた。軍備管理を重視する集団は、DTSIにより、アメリカの武器移転管理が弱体化することを懸念していた。この点は、

³¹ “Meeting the Nonproliferation Challenge,” Ambassador Norman Wulf, Remarks to the Transshipment Enforcement Conference for Middle East States, Barcelona, Spain, May 20, 2002. ウルフは、2002年4月に開催された2005年NPT再検討会議の予備会議における米国代表である。

³² ブッシュ政権の「核態勢見直し(Nuclear Posture Review: NPR)」や2001年9月に発表された「四年ごとの防衛見直し(Quadrennial Defense Review: QDR)」から、アメリカの軍事戦略の重要な変更点として、能力ベースの安全保障政策の強調がある。能力を維持する上で、抑止力のみ依存するのではなく、通常兵器による攻撃力の拡充、そしてその一環として同盟国との協調行動があることを考えると、DTSIによる相互運用性の向上はアメリカの戦略の重要な柱となりうる。

³³ “Congress Hikes Defense, Eyes Export Reforms,” *Aerospace America*, October 2000, p.11.

BASIC(British American Security Information Council)が、国防総省と国務省に宛てた公開質問状の中でも指摘されている。BASICの武器移転作業グループ(Arms Transfer Working Group)は、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、スペイン、イギリスの国防大臣が2000年8月に調印した、「欧州防衛産業の再構成と操業を促進するための措置に関する枠組み合意(Framework Agreement concerning Measures to Facilitate the Restructuring and Operation of the European Defense Industry: 以下「枠組み合意」)」が履行される中でDTSIを推進すると、輸出管理の効力が阻害されることにつながるとしている。これは、「枠組み合意」により、欧州各国の輸出管理が最も低いレベルに統一されることが予想されることに起因する。すなわち、DTSIに基づいたITAR例外的適用の拡大を進めると、アメリカ企業の国際競争力の観点から、政府は輸出管理のレベルを欧州に合わせざるを得なくなるというものである。したがって、特に冷戦後に、同盟国との防衛協力の推進が各国で認識されている以上、ITAR例外的適用は拡大基調に転ずるため、死活的に重要な技術についての管理強化の方針までも次第に浸食されることになるとBASICは主張している³⁴。この点について、議会はこれらの懸念に呼応する意見が強く、議会における両党の指導者は、共に防衛産業協力を懐疑的であるとの見解が伝えられている。

これらに加え、DTSIにおけるアメリカの主導性の過剰を批判する意見も見られる。これは、市民文化において、コカコーラやマクドナルドが世界的な標準を形成したように、防衛生産や輸出管理においても、アメリカがグローバル化の名のもとに、世界標準を構築しようとしているのではないかという懐疑論を背景としている³⁵。このような、漠然としたアメリカ「脅威論」が生まれる背景には、DTSIの執行において、アメリカの優位性の確保が企図されていることと無関係ではない。この意図は、国防総省が関与しているUSMLの改定作業にも表われている。国防総省は、『ジョイント・ビジョン2020』でも見られるように、アメリカの防衛産業の優位はハードウェアにあるのではなく、システム統合技術にあると考えている。これらの技術やノウハウを輸出することは、移転先の軍隊が、アメリカの武器管制システムとのインターフェースを増すことになるため、必然的に国防総省には輸出管理を緩和するインセンティブが働くことになる。国防総省は、リストの改定作業において、米国軍事リスト(United State Munitions List: USML)で指定されている製品や技術を解除するか、商務省の管轄する商業管理リスト(Commodity Control List: CCL)に移管することで、税関の査察優先度を下げることが模索していると伝えられている³⁶。

³⁴ BASIC, "Letter From the Arms Transfer Working Group(ATWG) to U.S. Officials," August 8, 2000.

³⁵ Tamar Gabelnick and Anna Rich, "Globalized Weaponry," *Foreign Policy In Focus*, Vol.,5, No.,16 (June 2000); Bruce Oddessey, "Transatlantic Export Control Initiative Likely to Continue," *Washington File*, December 7, 2000.

³⁶ USMLは武器輸出管理法(Arms Export Control Act: AECA)の適用を受け、税関による査察が厳

しかし、DTSIによるITAR例外的適用は、秘密指定が解除された技術と装備に限られており、先端技術分野でのアメリカ優位が確保され、その格差の拡大が進むことは必定となっている。したがって、アメリカの防衛産業は、共同生産など通じて欧州諸国等の先端的な技術に対するアクセスを高めるにもかかわらず、欧州諸国の防衛産業は、アメリカ国内で公平な扱いを受けることが保証されているわけではない。これは、DTSIが、個別の企業間の生産・開発協力を前提としていることにも原因がある。欧州諸国の統合が進んだ防衛産業の間では、自由に流通することが期待されている先端技術が、アメリカでの共同生産では、アメリカが保有する先端技術は欧州には流れないという結果を招く³⁷。したがって、国防総省が期待するような相互運用性を確保するためには、欧州各国はアメリカ産の武器等を購入せざるを得ないという結果につながるのである。これは、DTSIが、欧州の保護主義を牽制し、アメリカの武器売却を促進することを企図した政策であるとの批判が払拭されない原因ともなっている。

(2) 多国間安全保障協力と不拡散

このように考えると、DTSIを推進し、限られた同盟国内での武器生産の共同化を進めることで相互運用性を高めるという方針は、武器の移転をめぐる各種の政策の相互連繫が必然的に生み出す軋轢にさらされていることがわかる。たとえば、グローバル化による武器生産の多国籍化に対応して輸出管理を緩和すると、武器や技術の拡散が進行し、不拡散政策に大きな影響を及ぼす。また、逆に輸出管理を強化すると、アメリカは欧州等で進行する防衛産業の国際協力から孤立することになる。この結果、欧州の武器市場からアメリカが締め出される可能性が高まり、同時に世界市場でのシェアを減少させることにつながりかねない³⁸。

この軋轢がもたらす懸念は、武器移転によって各国の輸出管理強化のインセンティブをもたらすというDTSIの方針にも表われている。一般的に、アメリカがFMSなどの供与条件として、輸出管理制度の整備や第三国輸出の管理体制の確立などを求めることは、外交・安全保障上の理由で供与される兵器の受入コストを高めることにつながる。付帯条件が厳しいのであれば、武器の受入国は代替供給先を探すか、市場調達を進めることになるであろう。しかし、2001年4月の海南島沖空域におけるEP-3E偵察機と中国の軍用機の接触事故で明らかになったように、アメリカが国内法の域外適用を厳格に実施したとしても、第

しく、違反した場合の罰則も大きい。CCLは輸出管理法の適用を受けるので、AECAの規制基準よりは緩和された状態にある。“Under Attack: U.S. Arms Export Controls Targeted on All Fronts,” *Arms Sales Monitor*, No.45 (May 2001), pp.1-3.

³⁷ Alex Ashbourne, “Opening the U.S. Defence Market,” *Centre for European Reform, Working Paper*, pp.14-15.

³⁸ 欧州の防衛産業の統合については、アメリカはこれが欧州防衛産業の孤立主義をもたらすのではないかと懸念しており、統合が進む中にアメリカの産業をいかに関与させるか考察してきた。GAO, *Defense Trade: European Initiatives to Integrate the Defense Market*, GAO/NSIAD-98-6, (November 1997), pp.2-3.

三国輸出を実効的に規制する手段は乏しい。事件後に公開されたビデオ映像には、中国軍空軍機がイスラエル製のPythonミサイルを装備している映像があり、アメリカの技術を基本としてイスラエルが製作したミサイルが、中国に輸出されている現実が明らかになった。再輸出問題に関する、戦略国際問題研究所 Center for Strategic and International Studies: CSIS)の提言でも、アメリカ製の部品比率が25%以上のものを再輸出規制の対象とするべきであるとしており、部品レベルまで含めてアメリカ製製品の再輸出を完全に遮断するのは困難であるとの認識は、一般的に受け入れられているといえよう³⁹。このような現状の下で、外交・安全保障政策の利益が異なる国家に対して、良好な条件で武器を移転することと、同時に輸出管理の強化を求めることを両立させることは難しい。

これらの軌轍を回避するために、多国間による措置が広く提唱されている。全米航空学・宇宙学研究所 American Institute of Aeronautics and Astronautics: AIAA)が発表した『行動の青写真(A Blueprint for Action)』では、輸出ライセンスを整理し、同盟国との技術共有が可能になるように輸出管理制度を改正することを提案している⁴⁰。また、Sam Nunn Policy Forum: 2000 や、DSBの報告書、そしてCSISとスティムソン研究所が共同で作成した研究報告でも、多国間による輸出管理枠組みの活用を提言している⁴¹。これらの報告書に共通しているのは、既存の多国間輸出管理制度が、政策上の柔軟性を欠いていることへの問題意識である。そして、この背景には、現行の輸出管理システムが、技術の「単一源泉説」を暗黙の前提としている限り、輸出管理の強化や緩和は、どちらを進めても共に問題を引き起こすという現実が認識されているのである。

欧米諸国の輸出管理は、国際レベルでNPT、化学兵器禁止条約(Chemical Weapons Convention: CWC)ミサイル技術管理レジーム(Missile Technology Control Regime: MTCR)ワッセナー・アレンジメントなどと連携する形をとっている。これらのレジームは、主要な武器などのレベルで拡散を防止することに一定の役割を果たしているが、それらを製造する技術や製品などの規制は不十分な結果しか残していない。これに加え、既に述べたように、アメリカは一定の条件のもとで自由な武器移転を行い、同時に欧州諸国や日本などとは防衛生産での協力を進めることを指向している。これらを同時に満たすとするれば、DTSIが提示した方向で、アメリカの輸出管理政策を改正し、同時に同盟国との間で規制緩和を進めることで、事実上、先進国間での「擬似」レジームを形成することが一つの解になる。これは、90年代初頭に進められた、「少数の製品の周りに高い壁」の方針の再現に他ならない。

³⁹ CSIS, *Technology and Security in the Twenty-First Century: U.S. Military Export Control Reform* (Washington D.C.: CSIS, 2001).

⁴⁰ AIAA Defense Forum 2001, *Ibid.*, p.v.

⁴¹ The Henry L. Stimson Center and CSIS, Study Group on Enhancing Multilateral Export Controls for U.S. National Security, *Final Report*, (April 2001).

このアプローチを採用するためには、武器や製造技術の拡散は不可避であるとの前提を受け入れる必要がある。そして、脅威対象を特定の国家に絞ることで、同盟国間の安全保障上の利益の相違を浮き上がらせるのではなく、各国が合意できる脅威認識を強化する必要がある。事実、DTSIに基づくと、武器移転の加速化は受け入れざるを得ない副産物ということになる。そして、アメリカが主張している、「能力重視の防衛計画」と「同盟国との安全保障協力の活性化」の方針は、輸出管理の前提の変更に伴う影響を緩和する方策として、政策上の一貫性を補強するものとなる。すなわち、武器の拡散に伴う安全保障上の脅威は、同盟国と協調した軍事能力の向上による、懲罰的能力の増進で対処するとするものである。2001年9月に公表されたQDR(Quadrennial Defense Review)においても、この方針は明確に打ち出されており、また、核抑止における攻撃-防御バランスの補正という題目も、この一環として理解することができるのではないだろうか。多国間による措置が、防衛産業、民間シンクタンク、国防総省などの行政府によって支持されているのとは対照的に、武器移転問題等に関心を持ってきたNGO等が懐疑的な意見を主張しているのは興味深い現象である。彼らの懸念するのは、輸出管理において、武器や技術の拡散を前提と捉えることの危険性を認識しているためであるとも考えられるのである。

4 我が国へのインプリケーション

DTSIは、輸出管理や防衛生産協力の分野だけでなく、多国間レジームの将来や、同盟国間の相互運用性の向上による作戦協力の分野にまで、幅広いインプリケーションを持っている。したがって、DTSIは、日本の安全保障政策にも大きな影響を及ぼす可能性は否定できないであろう。

日本は、DTSIの交渉対象国として認知されているものの、具体的交渉は進められていない。DTSIで先行したイギリスとオーストラリアは、国防総省がクリントン政権の任期内に交渉をまとめることに固執したが、それ以外の国に対してそれほど急いだわけではない。この背景には、イギリスとの協力を先行させることで、その他のNATO諸国等に圧力を与えることを企図していたためとされる。さらに、オーストラリアを先行させることで、アジア太平洋地域での安全保障協力の礎石とする意味合いもあった。しかし、99年11月に日本を訪問したハムレ(John Hamre)国防副長官は、経団連防衛生産委員会で行ったスピーチで、グローバル化により、日米の防衛製品や技術の協力は変化するため、両国は冷戦後の共同作戦の増加や、調達予算の縮減による、調達効率の改善に取り組まなければならないと述べている⁴²。DTSIの主担当者であるハムレの発言は、今後日米間で輸出管

理での協調が、アジェンダとして提起されることを、伺わせるものであった。

英豪両国との交渉、そしてDTSIをめぐる議論を分析すると、日本は幾つかの課題に直面していることが判る。第一に、日本の武器輸出三原則等の問題である。アメリカの視点からは、現行の武器輸出三原則等は、大きな利益があると共に大きな問題も孕んでいる。日本が武器輸出三原則等を遵守する限り、日本が独立した武器輸出国として、国際市場に参入することはない。また、アメリカの武器及び技術が移転されても、第三国移転の問題を懸念する必要もない。しかし、アメリカの進める防衛産業の多国間生産・開発および、調達の共通化にとって、日本の武器輸出三原則等は逆に大きな障害となるのである。これは、多国間プロジェクトに日本企業が参加することが困難になるということと、日米の共同プロジェクトの成果を、米国が他国に輸出することや、その成果をもとに構成したシステムを多国間で運用することが困難になるという問題である。また、武器輸出三原則等によって、日本は独自の技術開発を進め、運用を行うとすれば、日本の技術的な独自性は維持されるものの、日本がその他の諸国と共同で軍事活動を行う場合、相互運用性に欠けるという可能性が否定できない。

DTSI がもたらす安全保障上の第二の課題は、中国の扱いである。DTSI に基づいた多国間輸出管理で、米欧間の議論の一つの焦点は中国の扱いであることは良く知られている。この問題は、冷戦期のチンコム(ココム内で中国を特別に扱ったレジーム) をめぐる米欧間の議論に類似した面がある。DTSI で、各国の輸出管理制度を共通化する場合、アメリカは中国に対する規制においても同盟国が足並みをそろえることを強く望んでいる。しかし、アメリカに比べて、中国の脅威を強く認識していない欧州諸国は、中国市場への参入に利益を感じ、技術移転の規制を通じた中国牽制には大きな利益を見出していない⁴³。日本は、対中政策においてアメリカと共通の利益を有しているが、同時に、中国との歴史的関係から、中国を標的とするような規制を実施することに躊躇する面がある。このため、チンコムの時とは異なり、日米間での利益の相違が生まれることが予見されるのである⁴⁴。

これら以外にも、DTSI に基づいた輸出管理政策や防衛協力の推進などのアジェンダが浮上すると、日本においてFSX問題を想起させ、自主生産論を呼び起こす可能性も否定できないであろう。過去、防衛生産において日本国内で、国産推進論と外国製品輸入論が大きく対立してきた歴史を考えると、グローバル化の影響を無視した形で議論が沸き

⁴² “U.S.-Japan Defense Industry Cooperation in an Era of Globalization,” Remarks as Prepared for Delivery by Deputy Secretary of Defense John J. Hamre, Keidanren Defense Production Committee, Tokyo, Japan, Friday, November 26, 1999.

⁴³ Joan Johnson-Freese, “Becoming Chinese? Or—How the U.S. Satellite Export Licensing Process Threatens National Security,” *Space Times*, Vol.40, No.1 (Jan-Feb, 2001).

⁴⁴ 90年代中葉に問題となった、スーパーコンピューターの問題は、規制緩和を進めるアメリカと、規制維持を主張する日本との問題であった。スーパーコンピューターでは、アメリカが規制緩和を主張したため、安全保障上の問題として争点化することは無かったが、日本が先行して規制緩和を行う場合、アメリカはこれに反発する可能性が高い。

起こることは、十分予見できるものである⁴⁵。この議論は、憲法問題や反グローバリゼーション論を巻き込んで展開し、従来の政党の垣根を越えた議論になることも考えられる。この議論を回避するのが困難であるのであれば、現時点から防衛産業の将来に関する議論を進め、論争の影響を緩和することは最も重要な政策であると考えられる。

おわりに

DTSIは、大きな可能性を秘めていると同時に、多くの問題も孕んでいる。この政策の利点は、防衛産業、武器輸出、そして輸出管理を総体的に捉え、従来考えられてきた議論の前提を変えることで、新たな政策を導き出すことにある。武器の拡散が各国の大きな安全保障上の脅威と認識されている中で、この政策の重要性はますます高まっている。しかし、その反面、DTSIによって予見される国際社会は、旧西側先進諸国の結束を強めることによって、新たな国際秩序を形成しようとするものであるため、総合的に見れば、冷戦期のシステム構造を再強化するものに過ぎないとの批判はまぬがれない。また、各国がそれぞれの輸出管理を、DTSIで示された枠組みにそって制度的運用を行うと、アメリカの防衛産業を強化し、武器移転を積極的に進めることを援助することで、アメリカの優位性を維持するだけのものとなるとする批判が出ることも十分考えられることである。

ブッシュ政権の登場によって、DTSIの進展は停滞しているように見える。事実、欧州からは、米欧の産業協力は、DCIへの協力に特化すべきではないかとの意見も出ている。しかし、9・11テロ事件にもかかわらず、防衛産業が直面している問題や、輸出管理が軍備管理を補完する、もしくは代替する手段として注目されている現実には大きな変化はない。むしろ、9・11テロ事件によって、両用技術や製品がもたらす脅威は強く認識されるようになってきている。これは、アメリカの軍事力の優越により、アメリカに損害を与えるためには、非対称な手段による抵抗しか残されていないという存在する認識が広まっているためである。したがって、アメリカは、たとえDTSIが挫折したとしても、同様のイニシアチブを提起してくるのは十分予想できることである。

日本としては、このような試みに対して、どのように対応するかを考える必要がある。DTSIは、同盟国の安全保障協力を促進する面があるが、このイニシアチブに従うと、各国の独自性は失われてゆく可能性がある。この利益損失を考慮に入れたアメリカとの安全保障協力関係を、輸出管理の面から再定義する必要があるのである。

⁴⁵ Michael J. Green, *Arming Japan: Defense Production, Alliance Politics, and the Postwar Search for Autonomy* (New York: Columbia University Press, 1995); Neil Renwick, *Japan's Alliance Politics and Defense Production* (New York: St. Martin's Press, 1995).